

最低賃金に関する最近の論調に対する見解

※最低賃金に関して最近、様々な論調がありますので、主な論調に対する当所の見解を申し述べます。

【最低賃金に関する最近の主な論調】

- ①日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である。したがって、廃業もしくは合併・統合により中小企業数を減らすことが、日本全体の生産性向上につながる。そのために、最低賃金を大幅に上げるべきである。
- ②日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながる。
- ③日本の最低賃金は国際的に見て低い水準である。

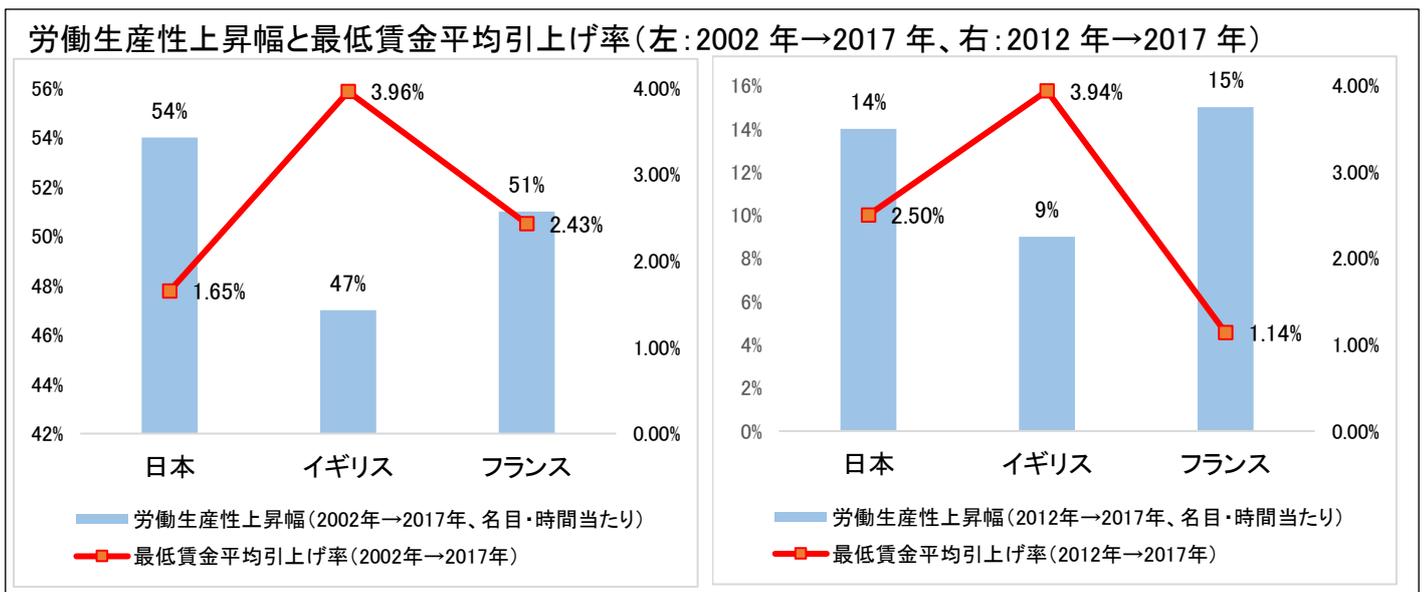
【商工会議所の見解】

(①中小企業数を減らすことが日本全体の生産性向上につながるの論調について)

- 日本全体の生産性は長きにわたり低迷し、先進国の中で下位にあるのは事実である。また、大企業の労働生産性は回復傾向にあるが、中小企業はここ数年一貫して横ばいである。
- 一方で、下記の通り、わが国における中小企業の位置付けは極めて重要である。

| | |
|---------------------|------------------------|
| ・企業数は358万者で99.7% | ・従業者数は3,220万人で約70% |
| ・付加価値額は135兆円で約53% | ・給与支払総額は92兆円で約54% |
| ・法人税の支払額は4.2兆円で約35% | ・社会保険料の支払額は13.7兆円で約50% |
- また、中小企業は地域経済の発展、特に地方の消費者の購買を支える重要な存在である。
- 深刻な人手不足の中、企業が生産性向上のための取組を実施していくことは不可欠である。ただし、中小企業数は市場メカニズムや後継者難などにより7年間(2009年→2016年)で63万者(421万者→358万者)、直近2年間(2014年→2016年)では23万者(381万者→358万者)も減少し、既に新陳代謝が進んでいるという点に留意しなければならない。
- 多くの中小企業は「働き方改革関連法」の施行を契機に、時間外労働の削減等の働き方改革や身の丈IoTの導入など、今まさに労働生産性の向上に取り組んでいる最中であり、こうした取組が成果を出すまでには相応の時間がかかる。対して、最低賃金は業績の良し悪しに関わらず、罰則付きで直ちに適用される。
- 当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として、「設備投資の抑制」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になる。

- また、「最低賃金を大幅に引上げれば、企業の新陳代謝につながり、日本全体の生産性が向上する」という主張について、最低賃金の引上げによる生産性向上への効果は確認されないとする研究がある。
- 加えて、日英仏3か国の労働生産性上昇幅と最低賃金の平均引上げ率をみると強い関係性は見られない。
- 特に、OECD加盟国の中で労働生産性が比較的近い日本とイギリスをみると、イギリスは1999年に最低賃金を導入し、その後大幅に引上げているにもかかわらず、イギリスの労働生産性上昇幅は日本に比べて低い。この点から、「最低賃金を大幅に引上げれば、国全体の生産性が向上する」という結論は見出せない。



※日英仏の労働生産性 (名目・時間当たり、出典：公益財団法人日本生産性本部)

2002年：日本 30.9USD (20位)、イギリス 36.5USD (15位)、フランス 44.9USD (5位)

2012年：日本 41.7USD (20位)、イギリス 49.1USD (17位)、フランス 59.2USD (10位)

2017年：日本 47.5USD (20位)、イギリス 53.5USD (19位)、フランス 67.8USD (10位)

- したがって、日本全体の生産性向上には、強制力のある最低賃金の大幅な引上げにより中小企業の廃業もしくは合併・統合を促す手法は採るべきではなく、取引価格の適正化やIoT等の活用支援を通じて、中小企業が生み出す付加価値を上げていくことが不可欠である。
- なお、前者の手法は「最低賃金を大幅に引上げれば、日本全体の生産性が向上する」というものであるが、「日本全体の生産性が向上した結果、最低賃金を含む賃金水準が引上がる」のであって、因果関係が逆である。
- そもそも、最低賃金の目的は、全ての労働者の賃金の最低限を保障する「セーフティネット」であり、だからこそ強制力を伴っている。また、最低賃金は公労使が参加する審議会で議論し決定するものであり、その決定基準も最低賃金法により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定める、とされている。
- したがって、日本全体の生産性の向上や賃金水準の引上げに際して、最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではない。

(②日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながるとの論調について)

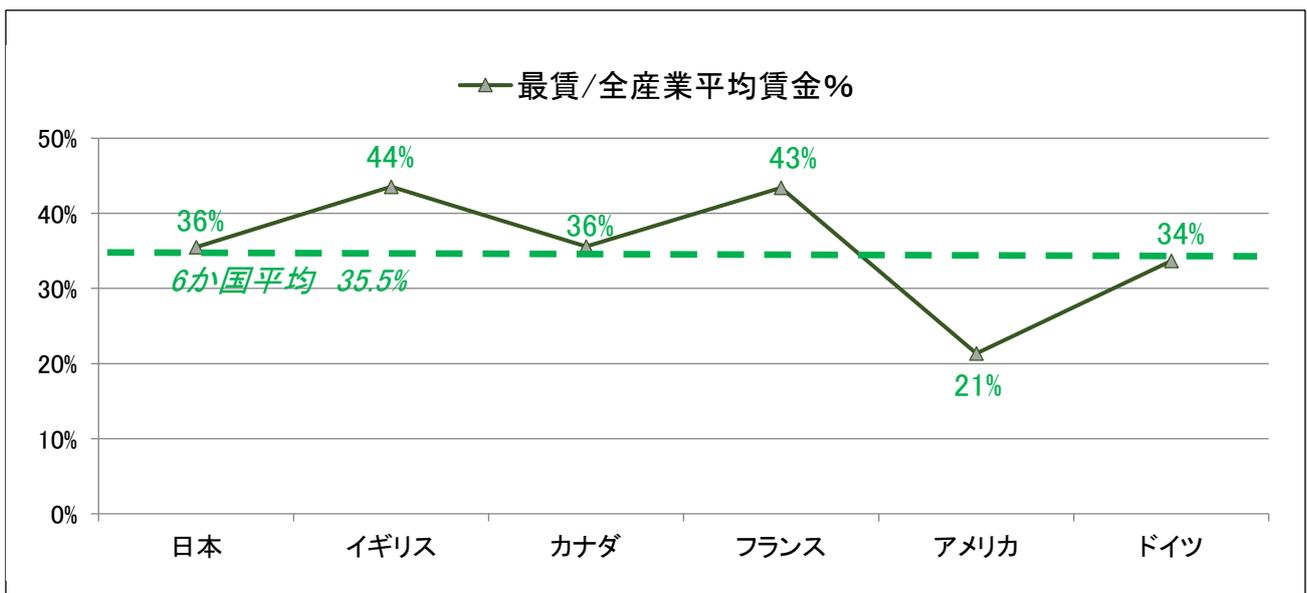
- 日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地域別最低賃金が高い地域の最低賃金を低い地域に合わせることを想定される。仮に、地域別最低賃金最も安い鹿児島県(761円)を、最も高い東京都(985円)に合わせると、鹿児島県の企業は社員一人あたり年間で約50万円の負担増につながる。
- こうした中、仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方の中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求め都市部へ移動することが予見される。
- また、企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きい都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。そうなるからでは手遅れであるばかりか、地域の活力を再び取り戻すには相当の時間と社会的コストがかかることを考慮しなければならない。
- なお、最低賃金の決定基準には、地域ごとの労働者の生計費が含まれている。この違いを考慮しランク制のもとで地域別最低賃金を決定する日本のシステムは、諸外国のシステムに比べて、より地域の実態を反映した合理的なものであると認識している。

(③日本の最低賃金は国際的に見て低いとの論調について)

- 日本は最低賃金だけでなく全産業平均賃金も低い状況にあることから、全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は他の先進国と比べて決して見劣りするレベルではない。

※全産業平均賃金に対する最低賃金の割合(6か国平均 35.5%、出典:OECD、独立行政法人労働政策研究・研修機構)

- ・日本: 36%
- ・イギリス: 44%
- ・カナダ: 36%
- ・フランス: 43%
- ・アメリカ: 21%
- ・ドイツ: 34%



- したがって、賃金の底上げには、国全体の生産性を上げていくことが不可欠である。

- なお、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、賃金の底上げには、企業の自助努力に加え、取引価格の適正化やIoT等の活用支援を強化・拡充することにより、企業が自発的に賃上げできる環境を整備していくことが不可欠である。
- 本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」には、思い切った支援策を講じることで、中小企業が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むこと、また、わが国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ最低賃金の在り方について引き続き検討していく旨が記載されているが、政府がしっかりと対応していくことを期待する。
- また、最低賃金の審議では、名目GDP成長率をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率(2018年：1.4%)など中小企業の経営実態を考慮することにより、納得感のある水準を決定すべきである。

以上